

事務連絡
平成26年12月25日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

平成27年度予算編成における子育て支援関連予算に関する情報提供等について

平素より子ども・子育て支援の推進、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行準備に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年8月に、社会保障と税の一体改革（以下「一体改革」という。）関連8法案が成立しました。この改革は、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図ることを目的の1つとするものであり、従来の高齢者3経費（年金、高齢者医療、介護）に加え、少子化対策（子ども・子育て支援）にも、国・地方の消費税の増収分を活用することとされています。

具体的には、消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税・地方消費税の税率引上げとともに、消費税（国税）の社会保障目的税化、引上げ分の地方消費税の社会保障財源化が定められ、平成26年4月1日より施行されています。

本年11月18日、安倍内閣総理大臣から、消費税率10%への引上げについて、平成27年10月1日から平成29年4月1日まで18か月間延期する方針が表明されたところですが、新制度については、予定どおり平成27年4月1日に施行する方針に変わりはなく、各都道府県・市町村の皆さまには、引き続き施行準備を進めていただきますようお願いいたします。

国の予算編成作業は越年となり、政府予算案の閣議決定は、来年1月中旬頃を予定していますが、各都道府県・市町村における予算編成作業の参考となるよう、今般関係府省間で協議し、別添のとおり、現時点で国として提供可能な情報を整理いたしましたので、ご活用いただければと思います。

新制度に関する国の予算については、平成26年度において社会保障の充実0.5兆円のうち子育て分野に0.3兆円が配分されていることなどを踏まえ、引き続き必要な財源確保に向けて鋭意努力してまいります。特に、各市町村の事業計画等を踏まえた待機児童解消加速化プランは予定どおり進めてまいりますし、保育士の処遇改善をはじめ「質の改善」にも、できる限り適切に対応したいと考えています。

各都道府県・市町村におかれても、新制度の円滑な施行のため、必要な予算額の確保に努めていただくようお願いいたします。

今回お示した事以外各事業の詳細についても、内容が固まり次第、速やかに情報提供させていただきます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に情報提供いただきますよう、よろしく申し上げます。